

審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	令和7年度 第2回甲州市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和8年1月26日(月) 午後2時～午後4時
開催場所	甲州市役所2階 第1会議室
議題	① 甲州市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し版)の内容について ② その他
出席委員	古屋 俊明委員、山縣 重人委員、瀧澤 康雄委員、平山 忠委員、 中村 道子委員、富岡 秀子委員、藤巻 眞史委員、桐原 五十鈴委員、 林 徳子委員、姉崎 悦子委員
会議の公開又は 非公開の区分	公開
会議を一部公開 又は非公開とし た場合の理由	
傍聴人の数	0人
審議概要	別紙のとおり
事務局に係る事 項	甲州市役所環境課ごみ減量・リサイクル推進担当 TEL0553-33-4404
その他	

<p>【次第】</p> <p>(1) 甲州市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）の内容について</p>	<p>次第に基づき以下のとおり進められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 甲州市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）の内容について (2) その他 4. その他 5. 閉会 <p>【会議要旨】</p> <p>○事務局 一般廃棄物処理基本計画案（中間見直し）の内容について説明。 主な説明内容は以下のとおり。</p> <p>計画 28 ページに示す数値目標について、ごみ減量化率は、令和 11 年度までにごみ総排出量を令和 6 年度比で 6%削減し、またリサイクル率は、令和 11 年度までに 21%以上とすることを指標として設定した。 この数値目標を達成するため、計画 23 ページに示す「今後の課題」に基づき、ごみ排出量の抑制、ごみの適正分別と資源化、高齢者の粗大ごみ収集を含む収集体制の構築に重点的に取り組む方針であることを説明した。 これらの数値目標は、国・県の目標や社会情勢を踏まえて設定したものであり、必ずしも低い水準ではないことを補足した。</p> <p>ごみ質分析調査の結果から、燃えるごみの中に生ごみは比較的少ない一方で、資源物が一定量混入している実態が確認された。このため、分別意識の向上を図るため、引き続き周知を行っていく必要があることを説明した。</p> <p>ゼロカーボンシティ推進事業補助金の利用状況に関するアンケート結果では、補助事業の効果を実感しているとの回答が多数を占めた。</p> <p>計画 34 ページに示す基本施策について、環境教育・環境学習の充実、事業系ごみの減量化、関係機関との連携等を具体的な取組として進めていく方針を説明した。</p> <p>生活排水処理率の数値目標については、平成 30 年度の 68.4%から、令和 11 年度には約 82.3%に上昇させる目標を設定した。</p>
--	--

第2部の生活排水処理計画については、その他の内容に大きな修正はないことを説明した。

○委員

計画中の年代表記について、「令和1年度」ではなく「令和元年度」とした方が適切ではないか。

○事務局

指摘を踏まえ、表記を修正する。

○委員

有価物の団体回収における報奨金の算出方法について確認したい。

○事務局

有価物の回収には、団体回収とリサイクルステーションでの回収の2通りがある。報奨金については、1kg当たり3円の単価が要綱で定められている。重量については、各ステーションで品目ごとに目算し、計量を行っている。これが報奨金の算出方法である。報奨金は市から支払われるものであり、収集業者からは10品目に限り買取金が支払われる。買取金は市況を基に、3か月に一度見直しを行っている。

○委員

高齢者の粗大ごみ搬出が困難なケースが増えており、個別回収などの支援体制を検討してほしい。

○事務局

高齢者向け粗大ごみ個別回収制度については、既存の実施要領で定める要件を緩和する必要があるか検討している。介護関係者への聞き取りを行い、要件に該当する高齢者数を把握した上で、来年度以降の実施に向けて準備を進めている。

○委員

24ページの基本理念について、言い回しに修正が必要ではないか。

○事務局

指摘を踏まえ、表記を修正する。

○委員

環境教育について、リサイクルだけでなく、排出抑制やリユースをより重視した内容が重要ではないか。

(2) その他	<p>○事務局 環境教育については、3Rの考え方を基本とし、小学校での出前授業等を通じて、排出抑制の重要性を伝えていきたい。</p> <p>○委員 幼児期からの環境教育や、市民に対する継続的な啓発の場を設けることが重要ではないか。</p> <p>○事務局 小学校のみならず、幼児向けや市民向け講座の実施についても、今後検討していきたい。</p> <p>○議長 多くの意見をいただき感謝する。本日出された意見や指摘事項については、今後、事務局において内容の修正・反映を行うこととする。その上で、一般廃棄物処理基本計画案（中間見直し）については、修正を前提として承認することによろしいか。</p> <p>○委員 異議なし。</p> <p>○議長 異議がないため、原案どおり（修正を前提として）承認する。</p> <p>○委員 農家の剪定ごみは一定条件下で焼却が認められている一方、一般家庭から出る枝や剪定ごみについては、どこまでが可燃ごみとして排出可能なのか分かりにくい。枝を細かく切り、袋に入れて縛った状態であれば可燃ごみとして出せるのか。また、長い枝や太い枝についての処理方法を確認したい。</p> <p>○事務局 家庭から出る枝や剪定ごみについては、細かく切断し、指定袋に入れて口を縛り、袋からはみ出さない状態であれば可燃ごみとして排出可能である。太さや長さのある枝については、施設への持ち込みが必要となる。境川の甲府・峡東クリーンセンターには受入基準があり、持ち込みが難しい場合には、市の許可業者を案内している。</p> <p>○議長</p>
---------	---

他に意見がないようなので、議事を終了とする。

○事務局

本計画案について、改めて質疑等あれば、事務局へ問い合わせいただきたい。なお、本日の意見を反映した修正版を後日委員へ送付する。修正後の内容について、万が一不備等があった場合には、改めて意見をいただくこととし、以上をもって本日の議事を終了する。

閉会（15：52）